

◎新潟県告示第213号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新発田市の豊浦郷土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成28年2月23日

新潟県新発田地域振興局長

1 退 任

監事 新発田市本田辛 905 番地 1 田村 敏美

退任年月日 平成 28 年 2 月 12 日